

新型コロナウイルス感染症（追加措置の発表）

1 2月11日、チリ保健省は、新型コロナウイルス感染防止のための段階的規制緩和計画の変更を以下のとおり発表しました。

●第3段階（準備期）へ移行（15日（月）午前5時より）

首都圏州サンティアゴ市マクル区

アタカマ州カルデラ市、チャニャラル市

●第2段階（移行期）へ移行（15日（月）午前5時より）

ビオビオ州ロタ市

アラウカニア州ペルケンコ市

ロス・リオス州リオ・ブエノ市、ラゴ・ランコ市

●第2段階（移行期）へ後退（13日（土）午前5時より）

コキンボ州アンダコージョ市

マウレ州ペジュウエ市、ロンガビ市

ニュブレ州トレウアラコ市、コイウエコ市、ジュンガイ市、ピント市

2 10日、チリ保健省はチリにおける新型コロナウイルスワクチン接種について、保健省が定める接種ガイドラインにある接種対象の「チリに滞在する者」の解釈を、以下に該当しチリに滞在する者であると発表しました。

●チリ国籍者

●永住権、居住ビザ、学生ビザ、就労ビザを有する外国人

●観光ビザを除く一時滞在ビザを有する外国人、若しくはチリ国内で一時滞在ビザの申請の受理が完了している外国人

具体的な接種スケジュールなどは専用HPをご確認ください。

[\(https://www.gob.cl/yomevacuno/\)](https://www.gob.cl/yomevacuno/)（スペイン語のみ）

※チリにおいては接種ガイドラインに基づくスケジュールによる接種が進められておりますが、当館では日本国外におけるワクチンの接種について保証や責任は負いません。在留邦人の皆様におかれましては、ワクチン接種は要すれば医療機関等に相談の上、各自の責任で判断するようにしてください。

また、どのワクチンであれ、その有効性は100%ではないこと、抗体の持続期間が明らかではないこと、一般向けに広くワクチン接種が開始されるまでには未だ時間を要すると見込まれること等から、引き続き、マスクの着用、3密（密閉、密集、密接）の回避、うがい・手洗いの励行といった基本的な対策を心がけてください。

2 2月12日時点で、チリ国内では768,471名（死亡者19,345名）のコロナウイルス感染者が確認されています。夜間外出禁止令や義務的自宅待機措置に従い、自宅待機を行うとともに、引き続き、最新の関連情報を報道や下記ホームページ等で収集し、感染予防に努めて下さい。万が一、警察による検問、医療機関等で隔離されるなど援護が必要な場合は在チリ大使館までご連絡ください。

<情報参考 HP>

- ・チリ保健省

<https://www.minsal.cl/>

- ・チリ保健省（チリにおけるコロナウイルス感染者数）

<https://www.minsal.cl/nuevo-coronavirus-2019-ncov/casos-confirmados-en-chile-covid-19/>

- ・新型コロナウイルスワクチン接種計画

<https://www.gob.cl/yomevacuno/>

- ・チリ政府（コロナウイルス関連）

<https://www.gob.cl/coronavirus/>

- ・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

- ・外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

- ・当館ホームページ

https://www.cl.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html